

⑨≪教育≫国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	橿原市・高取町・ 明日香村・奈良県立 医科大学	最先端医療を中心とした飛鳥型インキュベーション地域の実現	(テーマ)飛鳥地域のブランド力・認知度の向上 飛鳥地域にしかない資源を活用することで、地域のブランド力や認知度を向上させる。 ・日本国創生の地であり、かつての政治、経済、文化の中心地であった飛鳥地域の歴史的な資源による発信を強化する。 ・古代から医学と密接な地域の歴史に因み、希少性の高い特産品の薬草、漢方を活用した新商品・新産業の創出・育成により地域の活力を向上させる。 ・来訪者が利用しやすい情報発信・サービス提供方法を整備する。	・国宝、重要文化財は、1996年の文化庁長官による裁定で、博物館や美術館で公開する際、年間に「2回以内」「延べ60日以内」に制限されている。 ・国宝、重要文化財、特別史跡を多数抱える飛鳥地域においては重要な観光資源であり、制限なく通年公開することができない。	文化財保護法第51条の1、2項 文化 庁 文 化 財 保 護 部 長 通 知 (H8.7.12)	国宝展示、公開期間の制限の緩和 ・適切な保存環境を整備し、長期間の展示に耐えうるものとして専門家の同意を得た場合には、国宝の展示公開期間の制限を年間365日まで緩和する。	文部科学省 文化庁	ご指摘の根拠文書は、所有者等以外の者が、国宝・重要文化財(美術工芸品)を公開するにあたっての留意点をまとめた「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」のことであると推察しますが、同要項は平成30年1月に改訂し、個々の保存状態に問題が生じないと考えられる場合には、文化財の材質に応じて、100日から150日までの公開を認めることにしたところです。なお、国宝・重要文化財(美術工芸品)については、公開により毀損や劣化が起こらないよう細心の注意を払って、公開と保存の調和を図る必要があります。現行の取扱要領は、これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案したものであり、通年で公開を続けることは認められません。 また、所有者等が公開する場合には同様の規定はございませんが、個々の保存状態に応じて適切な取扱いがなされるよう必要な助言を行っており、問題が生じないと考えられる場合には適切に公開いただいているものと認識しています。 なお、特別史跡の公開を制限する規定は特にありません。